

一般社団法人 千葉市認知症介護指導者の会
千葉市認知症介護実践研修部会規程

規程 第3号
令和元年12月24日 施行
令和2年11月1日 一部改正

一般社団法人 千葉市認知症介護指導者の会 「千葉市認知症介護実践研修部会」規程

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、「一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会定款」（以下、「定款」という。）第4条第1項第2号に定める事業について、定款第47条により設置する「千葉市認知症介護実践研修部会（以下、「研修部会」という。）」の構成、役割等必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 研修部会は、「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成18年3月31日付老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。）第4の（1）及び（2）の規定並びに「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日付老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「課長通知」という。）の規定に基づき、千葉市が実施主体において実施される認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修（実践者研修及び実践リーダー研修）（以下、「研修事業」という。）の研修内容の充実と質の担保、向上を図るとともに、適切かつ効果的な研修運営を図ることを目的とする。

（相互協力）

第3条 研修部会は、一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会（以下、「一社指導者の会」という。）への入会、未入会にかかわらず、第4条に定める部会員である千葉市認知症介護指導者（以下、「千葉市指導者」という。）が同じ立場に立ち、相互協力のもと、前条に定める目的を達成するために必要な審議並びに決議を行うとともに、研修部会における任務及び研修運営に必要な作業等においても、千葉市指導者相互の連携協力と役割分担のもとにおいて遂行する。

第2章 部会員

（部会員）

第4条 研修部会の部会員は、定款第47条第3項に基づき、次の各号とする。

- （1） 定款第7条に定める当法人の正会員
- （2） 定款第8条に定める当法人の準会員
- （3） 定款第10条に定める当法人の特別会員
- （4） 当法人に入会していない令和元年度において千葉市が実施する認知症介護実践者等養成事業に参画していた千葉市指導者
- （5） 当法人に入会していない令和元年度以降の認知症介護指導者養成研修を修了した千葉市指導者

（部会員の登録及び研修事業への協力等に関する意向）

第5条 前条に定める部会員は、研修部会が定める「登録届」（様式第1号）を毎年度1月1日から1月31日の期間に研修部会の長に提出するものとする。

- 2 部会員は、前項に定めた登録届の提出により、次年度研修事業への参画ならびに協力等に関する意向を示すものとする。

（登録の変更）

第6条 部会員は、前条に定めた登録届の内容に変更が生じたときは、速やかに研修部会が定める「変更届」（様式第2号）を研修部会の長に提出するものとする。

（登録の取り下げ）

第7条 部会員は、任意に研修部会への登録を取り下げることができる。

- 2 研修部会への登録の取り下げを希望する場合は、速やかに研修部会が定める「登録取下届」（様式第3号）を研修部会の長に提出するものとする。
- 3 部会員の死亡若しくは失踪宣告を受けた場合は、登録を取り下げることとする。
- 4 特別な理由なく、3年間研修事業への参画が無かった場合は、登録を取り下げることとする。

（除名）

第8条 部会員が次の各号に該当する場合は、研修部会全体会議の決議を経て、これを除名することができる。

- （1）心身の故障のため、職務を執行することができないと認められるとき
- （2）部会員が研修部会の名誉を毀損した場合
- （3）部会員が研修事業の運営を著しく妨げる行為をした場合
- （4）部会員が研修事業の講師、ファシリテーター、研修リーダーとして品位等を著しく害する行為があった場合
- （5）部会員が研修部会の趣旨目的に反する行為をした場合
- （6）その他、部会員としてふさわしくないと判断した場合

（部会員名簿）

第9条 研修部会は、研修事業の運営及び委員相互の連絡に必要な項目を記載した「千葉市認知症介護実践研修部会委員名簿（以下、「部会員名簿」という。）」を作成する。

- 2 部会員名簿に記載する個人情報の項目は、研修事業の運営及び部会員相互の連絡に必要な項目に限る。
- 3 部会員名簿の管理については、研修部会の長がこれを行う。
- 4 部会長、副部会長及び委員長は、部会員名簿の提供を受けることができる。それ以外の部会員は、部会員の氏名、所属先、職名、連絡先電子メールアドレスの提供を受けることができる。
- 5 研修事業の運営及び部会員への連絡に必要なため、千葉市における研修事業の所管課ならびに研修事業の実施機関に対し、部会員名簿の提供を行う。

第 3 章 組織

（役員の定数及び職務）

第 10 条 研修部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長
部会長は 1 名とし、一社指導者の会会長をもってこれに充てる。
- (2) 副部会長
副部会長は 1 名とし、一社指導者の会副会長をもってこれに充てる。
- (3) 委員長
委員長は、第 13 条に定める実践者研修・基礎研修委員会に 1 名、実践リーダー研修委員会に 1 名とし、定款第 28 条第 4 項に基づく一社指導者の会業務執行理事のうち、部会長（一社指導者の会会長）から指名を受けた者とする。
- (4) 副委員長
実践者研修・基礎研修委員会において運営上必要があるときは、副委員長を置くことができる。副委員長は研修部会委員のうちから、実践者研修・基礎研修委員会の委員長が副部長と協議の上選考し、研修部会全体会議の承認を得るものとする。

（役員の職務）

第 11 条 役員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 部会長は研修部会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理し、部会長が欠けたときはその職務を行うとともに、必要に応じ委員長に対して指導・助言等を行う。
- (3) 委員長は担当委員会を代表し、担当委員会の会務を掌理する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代行する。

（役員の任期）

第 12 条 役員の任期は定款第 32 条役員の任期を適用する。

ただし、当該定款における任期の満了が 11 月 30 日であることから、その時の属する事業年度における研修事業の役員としての職務については、当該役員が当該研修事業の終結の時まで担当するものとする。

- 2 役員の再任は妨げない。
- 3 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

（委員会の設置）

第 13 条 研修部会は、第 2 条に定める目的を達成するため、次の委員会を置く。

- (1) 実践者研修・基礎研修委員会
- (2) 実践リーダー研修委員会

（委員会委員の定数）

第 14 条 前条に定める委員会の委員定数は、次のとおりとする。

（1）実践者研修・基礎研修委員会

第 4 条に定める研修部会員のうち、次年度研修事業への参画を休止する部会員を除く
全員

（2）実践リーダー研修委員会

第 4 条に定める研修部会員のうち、次年度研修事業への参画を休止する部会員を除く
者から 5 名以上

第 4 章 会議

（会議の種類）

第 15 条 研修部会の会議は、全体会議、役員会議、研修委員会とする。

（全体会議）

第 16 条 全体会議は、研修部会員のうち、第 5 条第 2 項に基づき、次年度研修事業への参画を示した全
員をもって構成する。

2 全体会議は、原則年 2 回 1 月及び 3 月に部会長が招集する。

3 全体会議は、WEB 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら
通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）により、開催することができる。

4 対面による全体会議開催場所（以下「対面開催場所」という。）において WEB 会議システムの使
用が可能であり、対面開催場所に出席している第 1 項にある研修部会員と WEB 会議システムを利
用している同部会員の双方向での意見等のやり取りができる環境である場合は、対面開催と WEB 会
議システムを組み合わせることで全体会議を開催することができる。

5 全体会議は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- （1）各研修カリキュラム、研修目標の承認
- （2）講義・演習担当及び研修に係わるその他担当の決定
- （3）実践者研修・基礎研修委員会副委員長の承認
- （4）その他、重要事項に関すること

6 全体会議の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに第 1 項にある研修部会員に対し、会議の
日時、場所、審議事項を電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、部会長に事故若しくは
支障があるときは、副部会長がこれを招集する。

7 全体会議の議長は、部会長をもってこれに充てる。ただし、部会長に事故若しくは支障があるとき
は、副部会長がこれに当たる。

8 全体会議は、第 1 項にある研修部会員の 2 分の 1 以上の出席がある場合に成立（WEB 会議に
よる出席並びに委任状を含む）する。

9 やむを得ない理由のため全体会議に出席できない第 1 項にある研修部会員は、あらかじめ通知さ
れた事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は部会長への委任状をもって出席にかえ
ることができる。又は、即時性と双方向性をもった WEB 会議システムをもって表決することもできる。

- 10 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 11 部会員の除名については、前項の定めにかかわらず、総部会員の半数以上であって、総部会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
- 12 部会長が必要と判断した場合、又は部会員3分の1以上から要求があった場合、臨時に全体会議を開催することができる。
- 13 全体会議は、千葉市の研修事業所管課職員及び研修事業実施機関の職員に出席を求め、意見等を聴取しなければならない。
- 14 全体会議の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、研修部会員、千葉市の研修事業所管課及び研修事業実施機関に送付するものとする。
- 15 WEB会議システムにより全体会議を開催した場合又はWEB会議システムを利用して全体会議に参加した者がいる場合の議事録には、前項の内容に加え、次のことを記載しなければならない。
 - (1) WEB会議システムで全体会議を開催した旨
 - (2) WEB会議システムにより全体会議に参加した者の氏名

(役員会議)

- 第17条 役員会議は、第10条に定める役員をもって構成する。
- 2 役員会議は、必要に応じ随時部会長が招集する。
 - 3 役員会議は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 全体会議で審議、決定する諸事項の予備協議
 - (2) 第16条第5項第2号に掲げる事項の原案を作成し、全体会議に審議を求めること
 - (3) 研修実施機関との協議による研修事業年間スケジュールに関する事
 - (4) 千葉市研修事業所管課及び研修事業実施機関との協議による研修事業運営マニュアルの管理に関する事
 - (5) 研修委員会への付託及び委任事項に関する事
 - (6) 研修委員会の職務執行の監督
 - (7) 認知症介護指導者養成研修を修了し1年以内である千葉市指導者（以下、「新人指導者」という。）で研修部会に登録した部会員に対するオリエンテーション・研修並びにインターンシップの内容と計画に関する事項
 - (8) その他、研修事業の運営並びに研修部会員の講師、ファシリテーター等に関する資質向上等に必要なる諸事項
 - 4 役員会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに各役員に対し、会議の日時、場所、審議事項を電磁的方法をもって通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく役員会議を開催することができる。
 - 6 役員会議は、役員の過半数の出席がある場合に成立（WEB会議による出席を含む）する。
 - 7 議事は、出席者の過半数をもって決する。
 - 8 部会長は、必要があると認めるときは、千葉市の研修事業所管課職員及び研修事業実施機関の職員に役員会議への出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 9 議事については、その審議内容及び結果を記録した議事録を作成し、研修部会員、千葉市の研修事業所管課及び研修事業実施機関に送付するものとする。

- 10 第16条第2項、第3項、第15項の規定については、役員会議に準用する。この場合においては、「全体会議」とあるのは「役員会議」と、「第1項にある研修部会員」及び「同部会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（研修委員会）

第18条 研修委員会は、第13条に定める委員会及び第14条に定める委員定数をもって構成する。

- 2 研修委員会は、実践者研修・基礎研修委員会並びに実践リーダー研修委員会それぞれに原則年1回以上開催し、各委員長が招集する。
- 3 研修委員会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。
 - （1） 研修カリキュラム並びに研修目標を含む研修の構造の立案
 - （2） 研修に必要な様式等の策定
 - （3） 役員会議から付託された事項
 - （4） 役員会議から委任された事項
 - （5） その他、研修委員会の活動に必要な諸事項
- 4 研修委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに各委員に対し、会議の日時、場所、審議事項を電磁的方法をもって通知しなければならない。
- 5 研修委員会は、委員の過半数の出席がある場合に成立（WEB会議による出席を含む）する。
- 6 議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、千葉市の研修事業所管課職員及び研修事業実施機関の職員に研修委員会への出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 研修委員会は、同条第3項第1号について審議決定したときは、これを次の全体会議に報告し、審議を求めなければならない。
- 9 研修委員会は、同条第3項第3号並びに第4号について審議決定したときは、これを次の役員会議に報告しなければならない。ただし、役員会議の開催が予定されていない場合又は緊急を要する場合は、電磁的方法をもって役員に報告を行うことができる。
- 10 議事については、その審議内容及び結果を記録した議事録を作成し、研修部会員、千葉市の研修事業所管課及び研修事業実施機関に送付するものとする。
- 11 第16条第2項、第3項、第15項の規定については、研修委員会に準用する。この場合においては、「全体会議」とあるのは「研修委員会」と、「第1項にある研修部会員」とあるのは「委員」と、「同部会員」とあるのは「同委員」と読み替えるものとする。

第5章 秘密の保持

（個人情報の保護）

第19条 研修部会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。部会員は、研修事業への参画上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6章 雑則

(庶務)

第20条 研修部会にかかわる庶務は、役員及び研修部会委員が、千葉県認知症介護実践研修事業実施機関と協議の上処理する。

(連絡)

第21条 研修部会における連絡はe-mail等の電子媒体を使用して行う。部会員は、添付ファイル等を含めて受発信できる環境を整えるとともに、部会員相互の電子媒体における安全性を保つため、最新のウイルス対策等、電子セキュリティ対策の整備に努めるものとする。

(規則の改廃)

第22条 この規程の改廃は、一社指導者の会理事会の決議によって行う。

(細目)

第23条 この規程に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度一社指導者の会理事会の定めるところによる。

附則

この規程は、法人設立登記の日（令和元年12月24日）から施行する。

附則

この規程の一部改正は、令和2年11月1日から施行する（令和2年10月6日一社指導者の会理事会）。

規程第3号「様式第1号」(第5条第1項)

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会 千葉市認知症介護実践研修部会

登録届 兼 研修事業協力意向確認書

入力日

令和		年		月		日
----	--	---	--	---	--	---

【入力にあたっての留意事項】 各項目に必要事項を入力しEnterを押すと、「**タイトル枠が青色**」「**タイトル文字が白色**」になるように設定してあります。そちらをご確認いただき、入力漏れがないようお願いいたします。

姓	名	姓ふりがな	名ふりがな	指導者養成研修修了年度	修了期
				年度	期

1. 所属先情報

法人名					
施設・事業所名					
職名					
住所	〒				
所属先ホームページアドレス					

2. 連絡先等の情報

E-mailアドレス	携帯電話番号
郵便物の送付先	所属先以外の場合→ 〒

3. 所属長への依頼文等の文書発送

文書発送		法人名		
		施設・事業所名		
	必要な場合→	職名	氏名	
		〒		

4. 令和2年度 千葉市認知症介護実践者等養成事業への参画ならびに協力等に関する意向について
【規程第5条に基づく】

回答欄 <input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>	<p>1 事業に参画する</p> <p>2 事業協力が著しく困難（人員不足時のファシリテーター依頼への対応は可能）</p> <p>3 事業への参画を休止する</p> <p>※ <u>1・・・全体会議議決権あり 2及び3・・・全体会議議決権を有さない</u></p> <p>※ <u>こちらの回答は、あくまでも次年度の事業参画等について意向を伝えるものです（本登録届兼意向確認書は、1年おきに提出していただきます）</u></p>
--	--

1または2を選択した方は、下記の設問「5・6」について回答してください。

5. 「研修カリキュラム」ならびに「認知症介護実践者等養成事業を知るガイドブック」への所属先・職名の記載について

回答欄 <input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>	<p>① 必要</p> <p>② 不要</p>
--	-------------------------

6. 千葉市（地域包括ケア推進課）ホームページ [「千葉市における認知症介護指導者」](#) への情報掲載について

回答欄 <input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>	<p>(1) すべての掲載可</p> <p>(2) 氏名のみ掲載可</p> <p>(3) 掲載しない</p> <p>※ 「千葉市における認知症介護指導者」をクリックするとリンク先(現在の掲載内容)に移動します</p>
--	--

規程第3号「様式第2号」(第6条)

一般社団法人千葉市認知症介護指導者の会 千葉市認知症介護実践研修部会

登録内容変更届

入力日 令和 年 月 日

申請者氏名

提出しております登録届の内容について下記のとおり変更しましたので、千葉市認知症介護実践研修部会規程第6条「登録の変更」に基づき、お届けします。

【入力にあたっての留意事項】 変更事項を入力しEnterを押すと、「**入力した文字が赤色**」「**入力した枠が青色**」になり、「**変更事項のタイトル文字が白色**」「**タイトル枠が緑色**」になるように設定してあります（変更した箇所をわかりやすく表示するため）。

1. 姓

変更後の姓	<input style="width: 85%;" type="text"/>
-------	--

2. 所属先情報

法人名	<input style="width: 95%;" type="text"/>		
施設・事業所名	<input style="width: 95%;" type="text"/>		
職名	<input style="width: 95%;" type="text"/>		
住所 〒	<input style="width: 15%;" type="text"/>	<input style="width: 55%;" type="text"/>	<input style="width: 15%;" type="text"/>
所属先ホームページアドレス	<input style="width: 95%;" type="text"/>		

3. 連絡先等の情報

E-mailアドレス	<input style="width: 55%;" type="text"/>	携帯電話番号	<input style="width: 30%;" type="text"/>
郵便物の送付先	<input style="width: 20%;" type="text"/>	所属先以外の場合⇒ 〒	<input style="width: 45%;" type="text"/>

3. 所属長への依頼文等の文書発送

文書発送 <input type="checkbox"/>	法人名	<input style="width: 85%;" type="text"/>		
	施設・事業所名	<input style="width: 85%;" type="text"/>		
	必要な場合⇒ 職名	<input style="width: 30%;" type="text"/>	氏名	<input style="width: 30%;" type="text"/>
	〒	<input style="width: 15%;" type="text"/>	<input style="width: 55%;" type="text"/>	<input style="width: 15%;" type="text"/>

4. 令和2年度 千葉市認知症介護実践者等養成事業への参画ならびに協力等に関する意向について
 【規程第5条に基づく】

回答欄	<p><input style="width: 40px; height: 40px;" type="checkbox"/></p> <p>1 事業に参画する</p> <p>2 事業協力が著しく困難（人員不足時のファンリテーター依頼への対応は可能）</p> <p>3 事業への参画を休止する</p> <p>※ 1・・・全体会議議決権あり 2及び3・・・全体会議議決権を有さない</p> <p>※ こちらの回答は、あくまでも次年度の事業参画等について意向を伝えるものです（本登録届兼意向確認書は、1年おきに提出していただきます）</p>
-----	---

1または2を選択した方は、下記の設問「5・6」について回答してください。

5. 「研修カリキュラム」ならびに「認知症介護実践者等養成事業を知るガイドブック」への所属先・職名の記載について

回答欄	<p><input style="width: 40px; height: 40px;" type="checkbox"/></p> <p>① 必要</p> <p>② 不要</p>
-----	--

6. 千葉市（地域包括ケア推進課）ホームページ「千葉市における認知症介護指導者」への情報掲載について

回答欄	<p><input style="width: 40px; height: 40px;" type="checkbox"/></p> <p>(1) すべての掲載可</p> <p>(2) 氏名のみ掲載可</p> <p>(3) 掲載しない</p> <p>※ 「千葉市における認知症介護指導者」をクリックするとリンク先(現在の掲載内容)に移動します</p>
-----	---

規程第3号「様式第3号」(第7条)

一般社団法人千葉県認知症介護指導者の会 千葉県認知症介護実践研修部会

登録取下届

入力日 令和 年 月 日

申請者氏名
<input type="text"/>

指導者養成研修修了年度		修了期	
<input type="text"/>	年度	<input type="text"/>	期

千葉県認知症介護実践研修部会規程第7条「登録の取り下げ」に基づき、下記のとおりお届けします。

記

登録を取り下げる理由
<input type="text"/>